

外国人児童生徒等教育の現状と課題

令和3年度 文化庁日本語教育大会(WEB大会)

文部科学省総合教育政策局
国際教育課

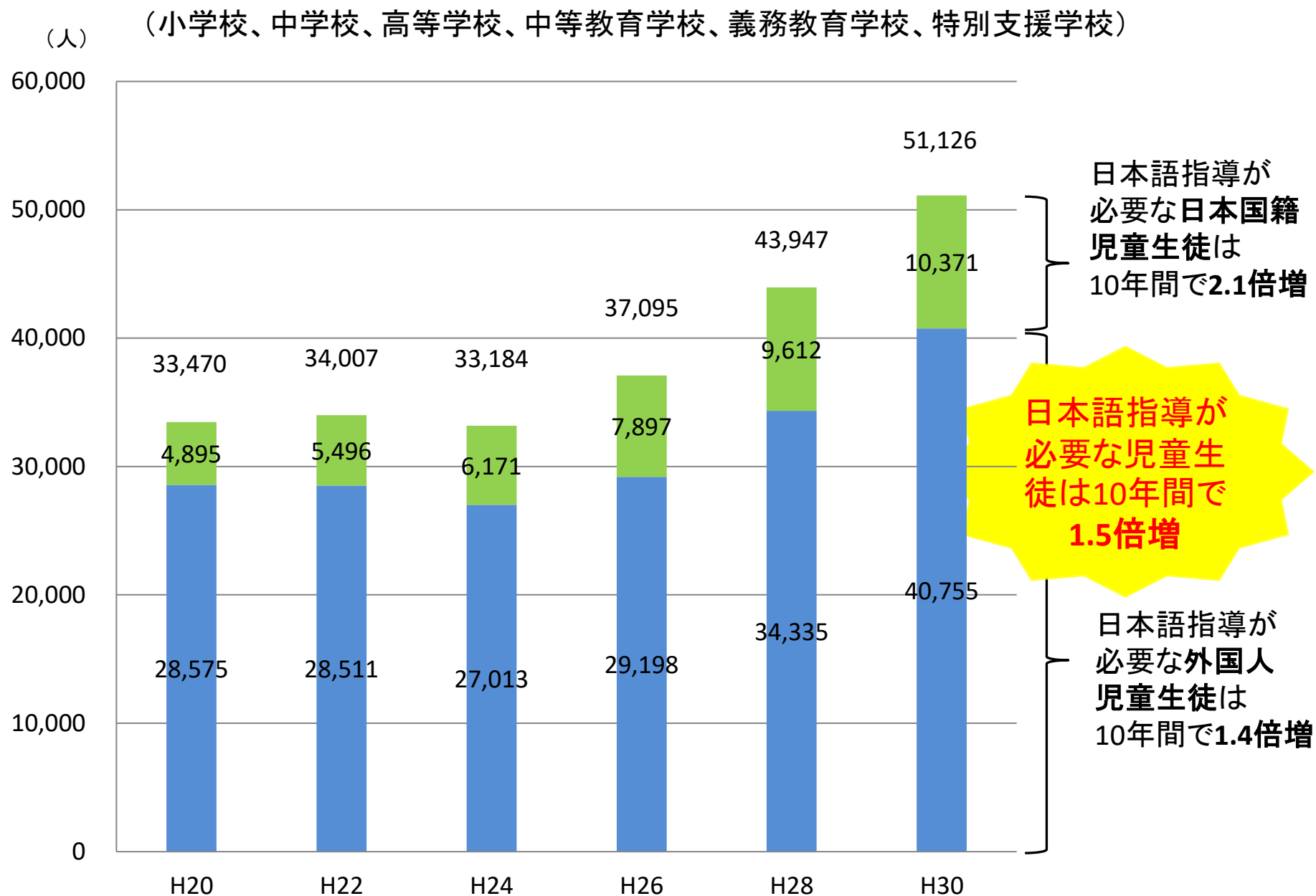


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

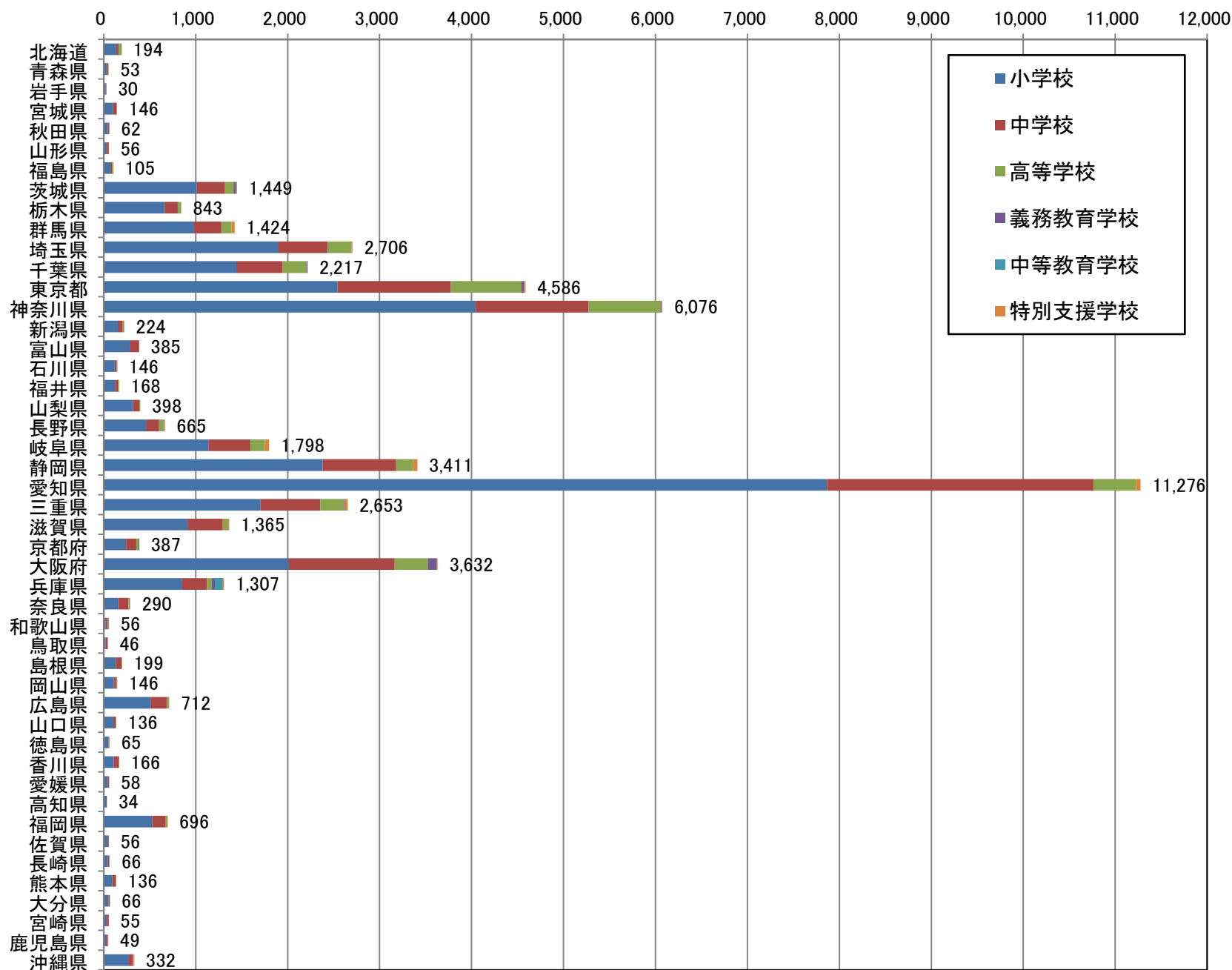
外国人児童生徒教育の現状

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①



日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）※日本国籍・外国籍合計

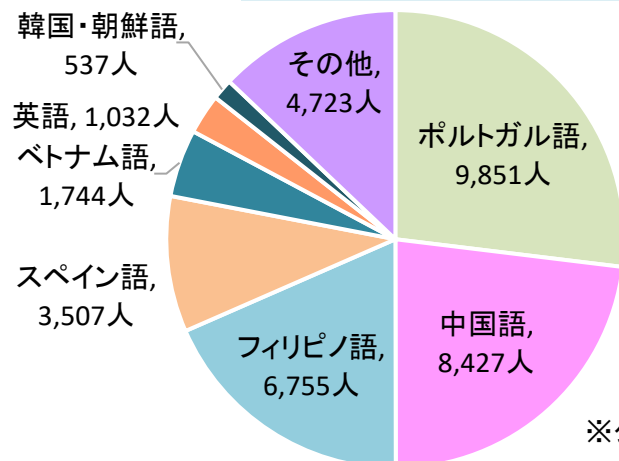
（児童・生徒数：人）



帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

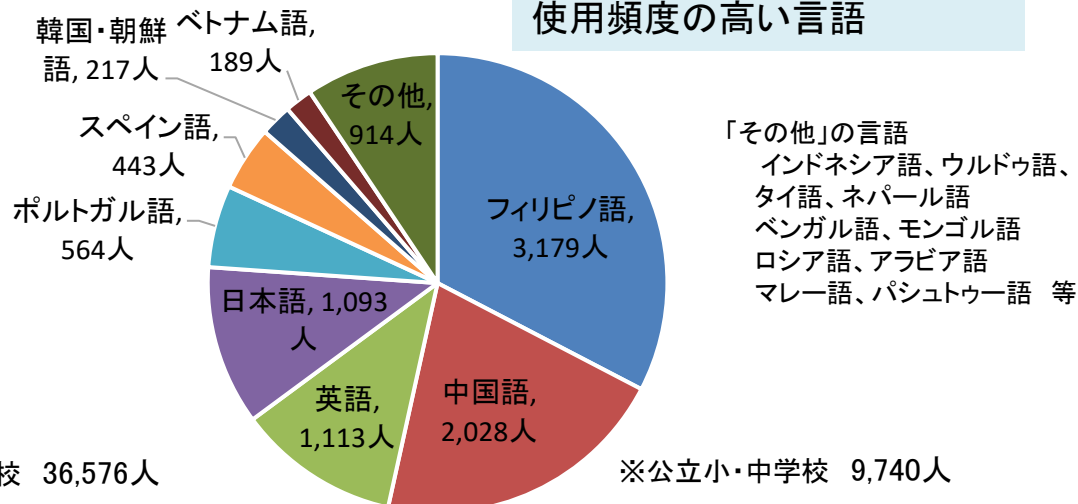
① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

外国籍児童生徒の母語



※公立小・中学校 36,576人

日本国籍児童生徒の比較的使用頻度の高い言語



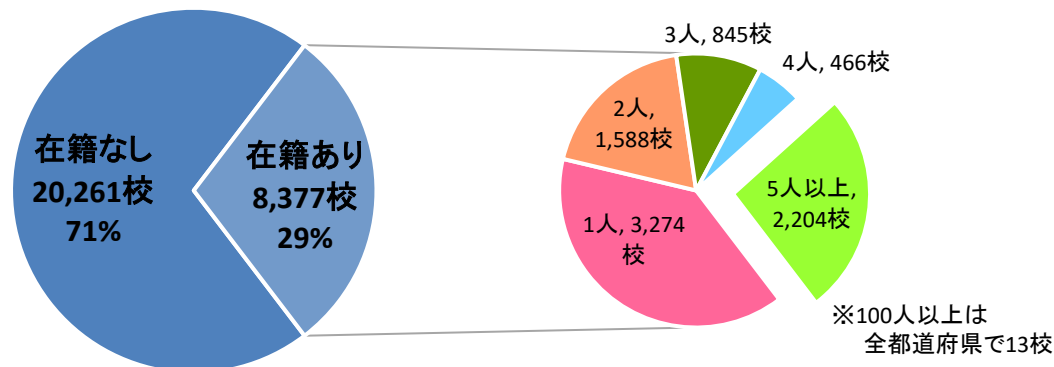
※公立小・中学校 9,740人

「その他」の言語
インドネシア語、ウルドゥ語、
タイ語、ネパール語
ベンガル語、モンゴル語
ロシア語、アラビア語
マレー語、パシュトゥー語 等

② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

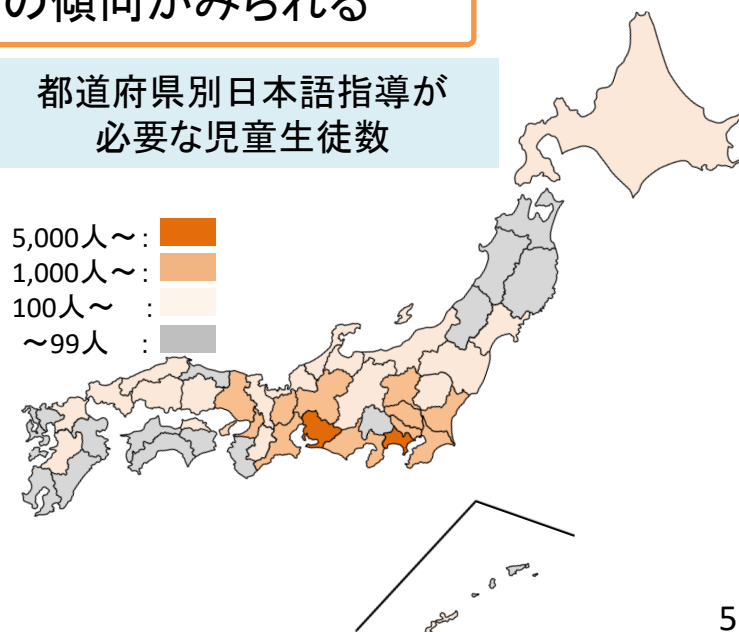
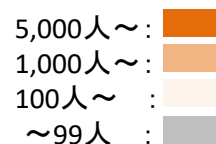
公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

(公立小・中学校 28,638校)



※100人以上は
全都道府県で13校

都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数



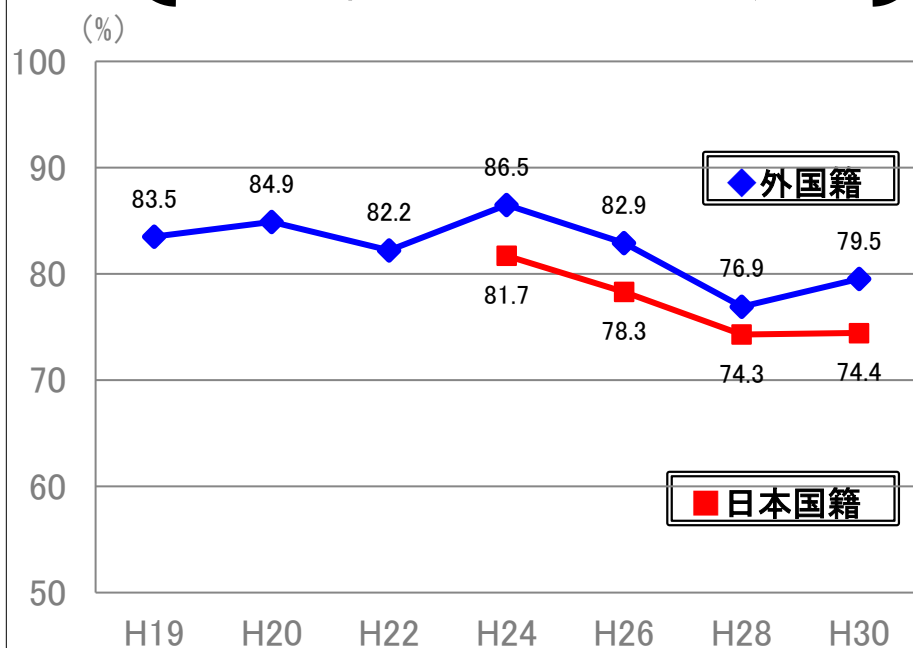
帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で79.5%（2.6ポイント増）、日本国籍の者で74.4%（0.1ポイント増）となっている。

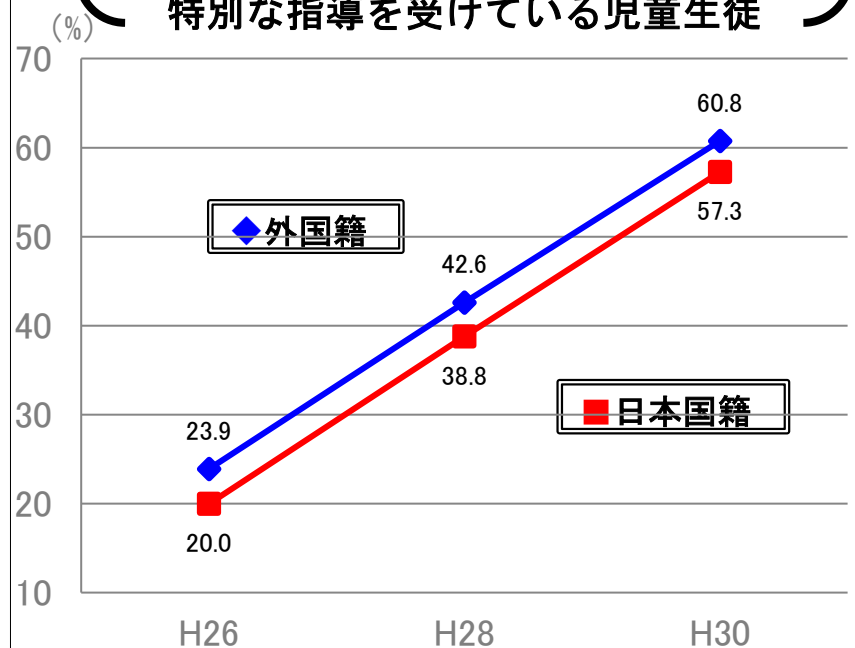
このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(*)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ60.8%（18.2ポイント増）、57.3%（18.5ポイント増）となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。

特別な指導を受けている児童生徒
日本語指導が必要な児童生徒



「特別の教育課程」による日本語指導
を受けている児童生徒
特別な指導を受けている児童生徒



公立高等学校における受入れ「令和3年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」結果から

①帰国・外国人生徒に対する入学者選抜の状況について

	試験教科を 軽減している	学科試験を 実施しない	その他	配慮は行っていない（一般 の選抜と同様に実施）
帰国生徒	15（15）	2（2）	24（22）	9（12）
外国人生徒	15（16）	1（1）	26（27）	10（12）

※入学者選抜の実施に際して、帰国・外国人生徒に対する配慮を実施している都道府県の数に記載。

※「その他」に該当する内容

- ・出題文の漢字にルビを振る
- ・辞書の持ち込みを許可する
- ・試験時間の延長 等

②各学校における特別定員枠の設定状況

	特別定員枠を設定している
帰国生徒	19（18）
外国人生徒	17（16）

※「一般の入学者選抜と同様に実施」と回答している中に、受験者の申請に応じて配慮（ルビ振り、時間延長等）を行っているところもある

- ・帰国生徒：香川県、沖縄県
- ・外国人生徒：和歌山県、徳島県、香川県、沖縄県

※帰国・外国人生徒について、特別定員枠を設定している学校数を回答した都道府県の数に記載。

③編入学試験の実施方法について

	学科試験を 実施している	学科試験を実施している が、試験教科を 軽減している	学科試験を実施して いない（面接・ 作文等のみ）	その他
帰国生徒	19（22）	5（3）	4（3）	28（25）
外国人生徒	18（22）	5（2）	3（2）	29（26）

※編入学試験の実施方法について、それぞれに該当する都道府県の数に記載。

※同一の県において、「学科試験を実施している」高校と「試験教科を軽減している」高校の両方が存在する、などのケースがあるため、合計が47都道府県にはならない。

※全ての表において、（ ）内は前年度の調査結果。

平成29年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

※ここでいう「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。

※全高校生等のデータは、「平成29年度学校基本調査(※1)」、「平成30年度学校基本調査(※2)」及び「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(※3)」を基に算出。

1. 中途退学率

	在籍している生徒数	中途退学した生徒数	中退率
日本語指導が必要な高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	3,933	378	9.6%
全高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	2,295,416 (※1)	28,929 (※3)	1.3%

2. 進路状況

①進学率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等(※4)に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な高校生等	704	297	42.2%
全高校生等	750,315 (※2)	533,118 (※2)	71.1%

(※4)短期大学、専門学校、各種学校を含む

②就職者における非正規就職率

	高等学校等を卒業した後就職した生徒数	高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数	就職者における非正規就職率
日本語指導が必要な高校生等(全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	245	98	40.0%
全高校生等(全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	158,135 (※2)	6,746 (※2)	4.3%

③進学も就職もしていない者の率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な高校生等	704	128	18.2%
全高校生等	750,315 (※2)	50,373 (※2)	6.7%

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」

外国人児童生徒等教育に関する施策の充実

帰国・外国人児童生徒等教育に関する主な施策

1.指導体制の確保・充実	・日本語指導が必要な児童生徒に対する「<u>特別の教育課程</u>」の制度化（平成26年度～） ・義務標準法に基づく<u>日本語指導に必要な教員の基礎定数化</u>（児童生徒18人に1人、平成29年度～令和8年度まで計画的に措置） ・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、<u>日本語指導補助者・母語支援員の派遣</u>、<u>I C Tを活用した教育・支援</u>等を推進
2.日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	・(独)教職員支援機構における「<u>指導者養成研修</u>」の実施 ・外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「<u>モデルプログラム</u>」の開発（令和元年度） ・<u>外国人児童生徒等教育アドバイザー</u>の教育委員会等への派遣（令和元年度～） ・「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の運営 ・<u>日本語指導を担当する教員・支援者向け研修動画</u>を制作し、文科省HPにおいて公開
3.就学状況の把握、就学の促進	・「外国人の子供の就学促進事業」により、<u>就学状況・進学状況の調査</u>等を実施する自治体を支援 ・外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供（令和2年3月） ・日本語教育推進法の基本方針に基づき、<u>地方公共団体が講ずべき事項に関する指針</u>を发出（令和2年7月）。学齢簿における外国人の子供の就学状況の一体的な管理・把握、個別の就学勧奨等を推進 ・外国人の子供・保護者に対し、<u>日本の学校生活について紹介する動画</u>を制作し、文科省HPにおいて公開 ・<u>夜間中学</u>の設置促進（学齢を超過した外国人への対応等）
4.中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、<u>進路指導・キャリア教育の充実</u>、<u>生活相談・心理サポート</u>に資する取組、<u>放課後や学校内外での居場所づくり</u>に資する取組等を推進 ・上記「指針」において、進路ガイダンス・進路相談等の実施や、公立高等学校入学者選抜における<u>外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定</u>や受検に際しての配慮等の取組を推進（令和2年7月） ・<u>高等学校において日本語指導を推進するための検討</u>及び<u>日本語指導のカリキュラムづくり等のための指導資料</u>開発を開始（令和3年度）
5.異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	・<u>異文化理解・多文化共生の考え方にに基づく教育の在り方</u>について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て<u>調査研究</u>を実施（令和2年度～） ・日本の幼稚園について7言語で説明している「<u>幼稚園の就園ガイド</u>」及び「<u>外国人幼児等の受入れにおける配慮について</u>」を作成し周知

外国人児童生徒等教育を進める枠組み

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定。令和3年6月15日改訂）

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）及び「基本方針」（令和2年6月23日閣議決定）

中央教育審議会答申（令和3年1月26日） ※項目の一つに「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が位置づけ

我が国に在留する外国人は令和2年末で289万人。外国人労働者は令和2年10月末で172万人(過去最高)。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる等の観点から策定（197施策）。

今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1)国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 共生社会の実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び方策等に関する工程表の策定《施策1》
- 「国民の声を聴く会」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案に資する意見の聴取《施策2》

(2)啓発活動等の実施

- 全ての人が互いの人権を大切にし、支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施《施策7》
- 多言語に対応した人権相談及び調査救済手続の広報の実施《施策8》

円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援

(1)行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備

- 地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討《施策9》
- FRESC/フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援の実施及び地方機関への情報提供《施策10》

(2)日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）

- 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き等の作成、生活の分野における学習内容を示す「生活Can do」の作成《施策21》
- 「日本語教育の参照枠」の活用を促進するとともに、都道府県等が関係機関と連携して行う日本語教育環境を強化するための体制づくりの推進《施策22》
- 日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」の「日本語教育の参照枠」を踏まえた生活場面の充実《施策23》
- 就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの充実・普及及び日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」の円滑な実施のためのICT教材の開発・普及《施策27》
- 日本語教師資格、日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上を図るための仕組みの法制化の検討《施策28》
- 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《施策32》

ライフステージ・生活シーンに応じた支援

(1)地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 外国人支援者等の活動の現状・課題の把握、外国人支援者のネットワークの構築《施策34》
- JICAとの連携による地方公共団体やNPO等の共生社会の構築に向けた取組の推進《施策39》

(2)生活サービス環境の改善等

- 警察における外国語対応が可能な職員の配置や各種手続に係る外国語による対応の促進《施策50》
- 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」等の周知・普及の推進《施策56》
- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（14言語の外国人向けパンフレット等の配布、犯罪への関与の防止等に係る周知活動の実施）《施策58》

(3)外国人の子供に係る対策

- 外国人児童生徒等の学校における日本語指導体制等の構築《施策66》
- 学齢簿システムと住民基本台帳システムの連携や外国人の子供の就学状況の一体的管理・把握《施策69》

(4)留学生の就職等の支援

- 新型コロナウイルス感染症の長期化や新たな危機に備えた外国人留学生の母国でのオンライン学習支援《施策79》
- 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の自治体や支援機関等への展開《施策82》
- 大学とハローワークの連携強化による一貫した就職支援、全国の大学等好事例等の共有《施策95》

(5)適正な労働環境等の確保

- 外国人労働者のための視覚教材の多言語化（14言語化）《施策98》
- 日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等を目的とした研修の実施及びモデルカリキュラム等の作成《施策104》

(6)社会保険への加入促進等

- 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施《施策110》

非常時における外国人向けのセーフティネット・支援等

(1)災害時等の非常時における情報発信・支援

- 「Safety tips」等の周知、多言語辞書の改定による正確な情報の伝達環境の整備《施策114》
- 新型コロナウイルス感染症の感染予防・円滑なワクチン接種支援等
- 高等教育機関・日本語教育機関への新型コロナウイルス感染症の感染防止・予防に資する情報等の提供《施策118》
- 各省庁が把握しているインフルエンサー等に係る情報の集約・共有等、情報発信の充実・強化に向けた取組の推進《施策119》
- 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底に係る労使団体への要請《施策120》
- 留学生が多く在籍する日本語教育機関、専門学校等や外国人を雇用する職場における抗原簡易キット等を活用した検査の実施等と、陽性者発見時における幅広い接触者への迅速かつ機動的なPCR検査等の実施《施策121》
- 在留外国人へのワクチン接種の周知広報、接種案内の確実な送付、多言語による相談対応体制の確保《施策122》
- 「高度外国人材活躍推進ポータル」における新型コロナウイルス感染症に関する情報発信・イベントの実施《施策125》
- 困難留学生等を支援する関係機関とハローワークの連携による就職支援及び支援内容の周知《施策126》
- 外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策として、やさしい日本語・多言語での情報発信、保健衛生に関する有識者会議での検討内容を踏まえた措置の実施《施策128》

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

(1)特定技能外国人のマッチング支援策等

- 国内のマッチングイベントや海外説明会等の開催による特定技能制度の活用促進《施策123（再掲）》
- 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
- 技能試験及び日本語試験の実施並びに受験の推進、分野所管省庁による新たな日本語試験の活用等の検討《施策134》
- 特定技能2号試験実施の検討推進、特定技能2号の対象分野追加及び業務区分の整理に係る検討《施策141》
- 恵質な仲介事業者等の排除
- 開発途上国への技術協力等を通じて得た知見等の活用による日本国内の取組の側面支援《施策156》
- 海外における日本語教育基盤の充実等
- 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進《施策161》

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

(1)在留資格手続の円滑化・迅速化

- 在留手続等に係る手数料の電子納付等の利便性向上を図る施策の検討《施策163》
- 外国人本人によるオンライン申請の利用の実現、オンライン化対象となる手続の拡大の検討《施策164》
- 令和7年度中の交付開始に向けた在留カードとマイナンバーカードとの一体化の検討《施策166》

(2)在留管理基盤の強化

- 関係省庁及び地方公共団体等の連携による在留外国人の居住地情報の整備《施策170》

(3)留学生の在籍管理の徹底

- 留学生の在籍管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化《施策179》

(4)技能実習制度の更なる適正化

- 出入国在留管理庁と技能実習機構が連携して行う調査の強化等による技能実習制度の適正化《施策97(再掲)》
- 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止《施策184》
- 技能実習生と日本人との同等報酬等の確認・働き方改革関連法の周知の徹底《施策186》
- 解雇された技能実習生への監視団体による着実な転籍支援の実施、実習生の継続的な状況把握による適切な転籍支援《施策187》
- 技能実習生のブライパシーや感染予防に配慮した住環境を確保する実習実施者に対する優遇措置《施策188》

(5)不法滞在者等への対策強化

- 外国人雇用状況届出情報等の収集・分析機能強化による効果的な摘発の実施《施策189》

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。
- 基本方針の構成は、「第1章 日本語教育の推進の基本的な方向」「第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項」「第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項」。

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項（概要）

1 日本語教育の機会の拡充

（1）国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

- 日本語指導が必要な児童生徒は、外国籍・日本国籍合わせて5万人を超える状況。母語が多様化、集住傾向にあるなどの複雑な様相。
- 約2万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという実態が明らか。
- 適切な教育の機会が確保されることが不可欠。外国人等の子供の就学促進、学校への受入れ体制の整備、日本語指導・教科指導、生活指導、進路指導等の充実のために必要な施策を講ずる。
- 母語・母文化の重要性、保護者への教育に関する理解促進についても留意する。また、日本人と外国人の子供が共に学ぶ環境を創出する。

【具体的施策例】

・外国人児童生徒等の公立学校における受入れ・支援体制の充実（日本語指導に必要な 教員定数の着実な改善 、日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用など 地方公共団体における指導体制の構築 ）	・外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上（教員養成段階における取組を推進、 地方公共団体等が実施する研修の充実、研修指導者の養成等 ）
・ 中学校、高等学校における進路指導 の提供、外国人生徒等への キャリア教育等の包括的な支援 ・公立高等学校入学者選抜における 帰国・外国人生徒等の特別定員枠の設定等 、特別な配慮の促進	・障害のある外国人の子供が適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の担当教師が、外国人の子供の支援について学べる環境づくり
・地方公共団体における 就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を促進 ・ 地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定	・学校において、 日本人を含む全ての児童生徒等 が、我が国の言語や文化に加え、 多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくり

【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

1. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)
または、日本語指導担当教員＋指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
・課外での指導・支援 等

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）の概要

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・ 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・ 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた 学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

概 要

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- ・ 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設（児童生徒13人に1人）
- ・ 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設（児童生徒18人に1人）
- ・ 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）

平成29(2017)年度～令和8(2026)年度までの10年間で計画的に措置

- ・ 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に応じて算定）
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・ 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等（学校教育法等の一部改正）
- ・ 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- ・ 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- ・ 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

施 行 期 日

平成29年4月1日

外国人児童生徒等への教育の充実

令和4年度予算額（案） 11億円
（前年度予算額 9億円）



施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるよう以下の取組を行う。

課題

入国・就学前

- ・ 最大で2万人が不就学の可能性

義務教育段階

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒は5万人
- ・ うち、2割が特別の指導を受けられていない

高等学校段階

- ・ 年間で1割が中退
- ・ 大学等進学率は4割

進学・就職へ

①就学状況の把握、就学の促進

②指導体制の確保・充実

③日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善

⑤異文化理解、母語・母文化を尊重した取組の推進

④中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 0.7百万円（0.7百万円）

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業 21百万円（23百万円）

- ・ 「かすたねっと」による多言語文書、日本語指導教材等の提供 ・ アドバイザーの派遣 ・ 外国人の子供の就学状況等調査 等
- ⇒（本事業により達成される成果）日本語指導にかかる施策立案に関する助言・指導や情報共有などが図られ、外国人児童生徒等の教育支援体制の基盤が形成される。

外国人の子供の就学促進事業 107百万円（107百万円）

- ＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
- ・ 就学状況等の把握、就学ガイダンス
- ・ 日本語指導、学習指導 等
- ⇒（本事業により達成される成果）不就学を防止し、すべての外国人の子供の教育機会が確保される。

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 951百万円（723百万円）

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1

- ・ 拠点校方式による指導体制構築 ・ 日本語指導者、母語支援員派遣 ・ ICT活用 ・ 高校生に対する包括的な支援 等
- ⇒（本事業により達成される成果）学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される。

多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究 36百万円（36百万円）

- ・ 集住地域：多文化共生のための効果的な教育課程編成や指導方法開発 等
- ・ 散在地域：拠点校、遠隔支援校の設置による効果的な指導体制の構築 等
- ⇒（本事業により達成される成果）モデル化を通じて、多様な文化的背景を理解しながら学ぶ環境が創造される。

高等学校における日本語指導体制整備事業 16百万円（19百万円）

- ・ 日本語指導等の指導資料の作成
- ⇒（本事業により達成される成果）高校段階における指導体制が整備されることにより、高校中退を防止し、進路選択の充実が図られる。

体制整備

指導内容構築

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和4年度予算額(案) 1,058百万円
(前年度予算額 830百万円)



背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は5.1万人(10年間で1.5倍)と増加し、多様化に加えて集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約2割存在
特別な指導を受けている児童生徒のうち「特別的教育課程」による指導を受けている児童生徒は約6割に留まる
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約2万人
⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠。



事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対する きめ細かな支援事業 (事業期間: H25~)

予算額案: 951百万円(723百万円)
補助対象: 都道府県・市区町村
※指定都市・中核市以外の市区町村は
都道府県を通じた間接補助
補助率: 1/3

【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- ICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

II. 外国人の子供の就学促進事業 (事業期間: H27~)

予算額案: 107百万円(107百万円)
補助対象: 都道府県・市区町村
補助率: 1/3

【実施項目】

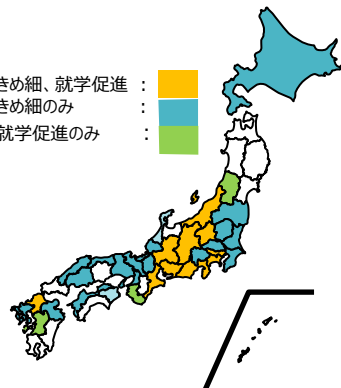
- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

(参考) 令和3年度補助実績

【きめ細事業実施】
26 都道府県
15 指定都市
18 中核市
80 市区町村

【就学事業実施】
1県
4 指定都市
2 中核市
18 市区町村

きめ細、就学促進:
きめ細のみ:
就学促進のみ:



<関連する政府方針(抄)>

- ・2022年度までに必要とする全児童生徒が日本語指導を受けられるようにする。「対日直接投資促進戦略」(R3.6.2推進会議決定)
- ・外国人の子供に対する日本語指導等の支援体制の充実を図り、高等学校段階において日本語の個別指導を教育課程に位置付ける制度の2023年度からの円滑な導入を目指す。
- ・2025年度までに全ての外国人の子供の就学状況を一体的に管理・把握できるようにする。「成長戦略フォローアップ」(R3.6.2閣議決定)
- ・就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取組む必要がある。「外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策」(R3.6.15関係閣僚会議決定)
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の施策を着実に実施する。外国人の子供の就学支援等に取り組む。「経済財政運営と改革の基本方針2021」(R3.6.18閣議決定)

- 外国人児童生徒等の増加・多様化などの状況変化に対応しつつ、地域の実情に応じた適切な指導・支援体制が構築されることで、日本語指導が必要な全ての児童生徒に対する全国的な教育機会の確保・教育水準確保につなげる。

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業

令和4年度予算額（案）21百万円
（前年度予算額 23百万円）



外国人児童生徒等が全国どの地域でも充実した教育を受けられるよう、自治体等への専門的な指導・助言等を行うアドバイザリーボードの設置・運営、学習教材・多言語での文書作成などを掲載したポータルサイト「かすたねっと」の運用、外国人児童生徒等に関する状況把握に向けた調査を実施する。

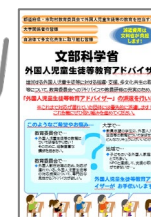
1. 外国人児童生徒等教育アドバイザリーボードの設置・運営 6百万円（6百万円）

（事業期間：令和3年度～）

外国人児童生徒等に関する教育の専門家からなるアドバイザリーボードを省内に設置し、政策立案に向けた情報や助言を得るとともに、教育委員会等からの要請に基づくアドバイザー派遣を実施する。教育委員会へは地域の課題解決に向けた助言を行うほか、日本語能力評価手法（JSL対話型アセスメント）等の実践に関する教員研修の講師を務める等の活動を行い、学校での受入体制の整備・充実や日本語指導担当教員や日本語指導補助者等の指導ノウハウの向上等を図る。

（令和3年度現在：有識者31名で構成）

⇒政策立案、全国的な外国人児童生徒等に対する教育の機会均等・水準確保に寄与



2. ポータルサイト「かすたねっと」の運用 5百万円（5百万円）

（事業期間：平成30年度～）

全国の先進地域で作成された日本語指導や教科学習の教材のほか、保護者等への連絡文書等に活用できる多言語での翻訳文書など、外国人児童生徒等教育に関する情報や資料等を集約したポータルサイト「かすたねっと」の運用を行う。教材等の検索やアクセスランキングなどに加え、多言語での予定表作成機能なども有し、学校現場等における利用者の利便性向上を図る。

⇒学校等での日本語指導や教科指導、保護者への連絡調整などが円滑に行われることに寄与



3. 外国人児童生徒等に関する状況調査 10百万円（10百万円）

10百万円（10百万円）

（事業期間：令和3年度～）

外国人の子供の就学状況等について実態把握のための調査を継続して実施するとともに、学校での受入体制や教育環境の整備・充実等の検討に資するためのデータ収集に向けた調査を実施し、分析を行う。

⇒データによる実態把握と分析を踏まえ、EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進に寄与



多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究

令和4年度予算額（案）36百万円
（前年度予算額 36百万円）



文部科学省

外国人児童生徒等の在籍状況を見ると、一定地域に集住しているケースが多い一方、各地域に散在する傾向もみられる。こうした状況を踏まえ、共生社会の実現に向け、集住地域、散在地域それぞれの課題解決のための方策について、先進的なプログラムを開発し、全国への普及を図る。

教員養成課程を置く大学に対し、集住地域、散在地域それぞれの課題解決のための先進的なプログラムの開発を委託。（事業期間：令和2年度～令和4年度(予定)）

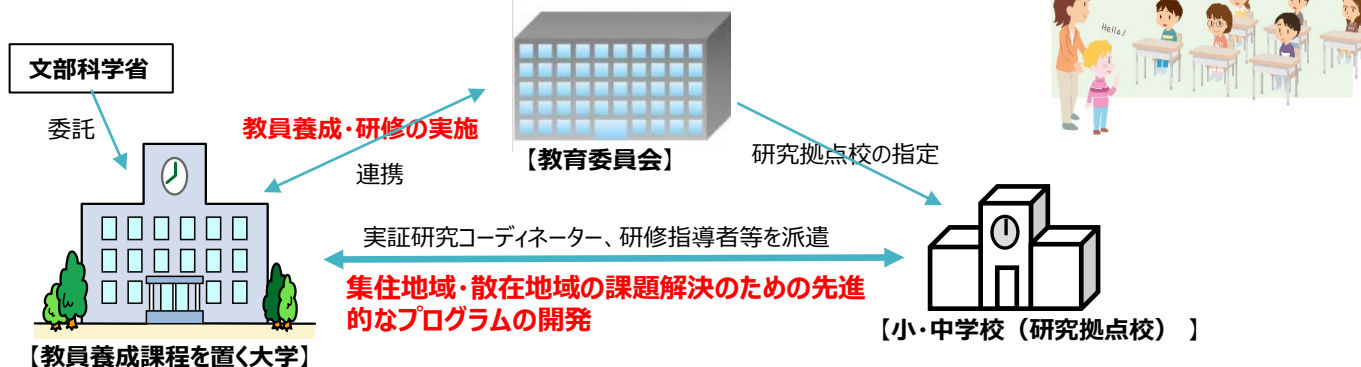
<集住地域>

日本人児童生徒を含む**全ての児童生徒が基礎的な学力を身に付け、多様な文化背景を理解しながら共に学ぶ授業の在り方について先進的なモデルを開発。**

<散在地域>

外国人児童生徒スーパーバイザー（仮称）が遠隔での教員研修や相談等を通じて、**地域における拠点校設置等や、日本語指導体制の構築を支援。**

<集住地域・散在地域それぞれ2か所（小・中学校）>で実施<



研究の成果を全国に普及することにより、**集住地域・散在地域において、共生社会に向けた、外国人児童生徒等への適切な教育の機会が確保される。**

高等学校における日本語指導体制整備事業

令和4年度予算額（案） 16百万円
（前年度予算額 19百万円）



背景・課題

- ✓ 高等学校において、日本語指導が必要な生徒は10年前から2.7倍に増加（平成30年:4,172名）
- ✓ 日本語指導が必要な高校生の中退率が高い。卒業後の進学率は低く、非正規就職率が高い。

高等学校では教科・科目が多様かつ内容が高度となることもあり、教員にとっても教科等の学習につなげるための日本語指導等の手法等については手探りの状態。これまで義務教育段階を中心に取組みられてきた体系的な日本語指導等のノウハウは蓄積されていない。

⇒ 高等学校における日本語指導を行うための制度整備と、カリキュラム作りや指導のためのガイドラインを示すことで状況の改善を図る。

- ・中途退学率 9.6%（全体 1.3%）
- ・大学等進学率 42.2%（全体71.1%）
- ・非正規就職率 40.0%（全体 4.3%）

※日本語指導が必要な生徒の状況（括弧内は全高校生の状況）

【出典】日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）等



事業内容

（事業期間：令和3年度～令和4年度（予定））

高等学校において、日本語指導が必要な生徒に対する「特別的教育課程」の編成・実施に向けた周知を行うとともに、カリキュラム作り・指導法等のガイドラインを作成する。

◆「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

高等学校段階において日本語の個別指導を教育課程に位置付ける制度の2023年度からの円滑な導入を目指す。

○ 高等学校における日本語指導のための指導資料等作成 16百万円

- ・ 教員養成課程を置く大学に委託し、高等学校において、日本語指導と教科指導を統合して行えるよう、JSLカリキュラム(※)を参考としながら、適切なカリキュラム作りができるようなガイドラインを作成する。その際、高等学校の教科・科目の特徴を踏まえて、理数・人文などの大きなまとまりでカリキュラム作りのポイントをまとめるなど、工夫を行う。
- ・ また、高等学校における日本語指導・教科指導、進路指導等のポイント、学校の指導体制作り、多文化共生・グローバル人材育成の在り方等をまとめた指導の手引きについても、併せて作成する。

（参考）義務教育段階におけるこれまでの取組

■「特別的教育課程」の編成・実施

（平成26年度に学校教育法施行規則の一部改正等）

- ①指導対象：小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ②指導者：日本語指導担当教員（指導補助者を追加することも可）
- ③授業時数：年間10単位時間～280単位時間までが標準
- ④指導形態：原則、児童生徒の在籍校における取り出し指導
- ⑤指導計画等：指導計画や学習評価は学校設置者に提出

⇒ 日本語指導の質の向上、組織的・継続的な支援の実現に寄与

■「学校教育におけるJSLカリキュラム」の開発（※）

（小学校編：平成15年度、中学校編：平成18年度）

小・中学校において日本語を母語としない児童生徒に対し、日本語指導と教科指導を統合して教えるためのカリキュラムを開発・普及。

⇒ 各教科の授業に日本語で参加できる力の育成に寄与

- 指導資料を作成し、全国に普及することにより、高等学校における日本語指導や教科指導の充実に資する。
- 指導を充実することにより外国人生徒等の中退を防ぎ、卒業後の進学や就職等、適切な進路選択につなげる。

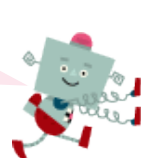


目 的

文部科学省では、教員を中心とする教育関係者が外国人児童生徒等に対して、効果的に日本語指導・教科指導等を行える環境づくりを支援するため、情報検索サイト「かすたねっと」を公開しています。

このサイトでは、外国人児童生徒等の受入れ実績が豊富な教育委員会等作成の、「多言語の学校文書」や「外国人児童生徒等教育のための教材」を、地域の実践事例として検索することができます。また、多言語の学校関係用語を検索したり、学校の予定表を多言語で作成したりすることもできます。

トップページの
このアイコンから
検索してください



教材検索

文書検索

用語検索

予定表作成

検索サイトについて

トップページのアドレス <https://casta-net.mext.go.jp>



管理運営について

「かすたねっと」は2020年度「日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業」により、システム運用および公開情報の管理を(株)BTreeに委託しています。

公開情報の管理のため、(株)BTreeの担当者が情報を公開されている教育委員会等に対してご連絡させていただく場合があります。

問い合わせ先

サイト運営に関すること

文部科学省総合教育政策局国際教育課日本語指導係 TEL 03-5253-4111（内線2035）

公開情報、サイトの動作、資料・教材の掲載に関すること

tagengo-gakko@googlegroups.comまでお寄せください。サイトの動作に問題がある場合、お使いのコンピュータのOS名、ブラウザの名前とバージョン、どこからインターネットに接続しているか、をあわせてお伝えください。

リンク先の内容に関すること

「かすたねっと」に登録されている著作物の内容、著作権などに関することは、それぞれの公開主体（教育委員会等）にお問い合わせください。

「外国人児童生徒受入れの手引き」の改訂について

「手引き」のあらまし

- 文部科学省において平成23年に策定。
- 外国人児童生徒等の学校への受入れに当たり、日本語指導担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事等、各関係者が取り組むべき事項を指針として取りまとめたもの。



- 外国人児童生徒の増加や多言語化、これまでの制度改正の状況に即応し、今般、手引きの全面的な改訂を実施する。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月）

近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成30年度中に改訂する。《施策番号65》

改訂の主なポイント

- 最新の統計データの反映
・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果等、最新の統計データを本文や図表に反映。
- 制度改正等のアップデート
・「特別的教育課程の編成・実施（平成26年）」「義務標準法の改正による教員定数の基礎定数化（平成29年）」等、教育行政の制度改正内容等をアップデート。
- 最新の指導ツールの提示
・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」「情報検索ネット『かすたねっと』（リニューアル版）」等、新たに開発された指導・支援ツールを盛り込む。
- 支援体制の構築に関する記載の充実
・日本語教育の指導方法のみならず、地域における連携体制の構築や、市町村・都道府県教育委員会における推進体制等に関する記述を充実・強化。
- 先進的な自治体の取組事例をコラムとして収載
・「拠点校等の設置」「日本語指導が必要な中学生のための初期支援校」「連絡協議会の取組」等、具体的な事例を提示し、各自治体の更なる取組を促進。

他

外国人児童生徒 受入れの手引

改訂版



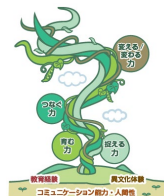
2019年3月

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

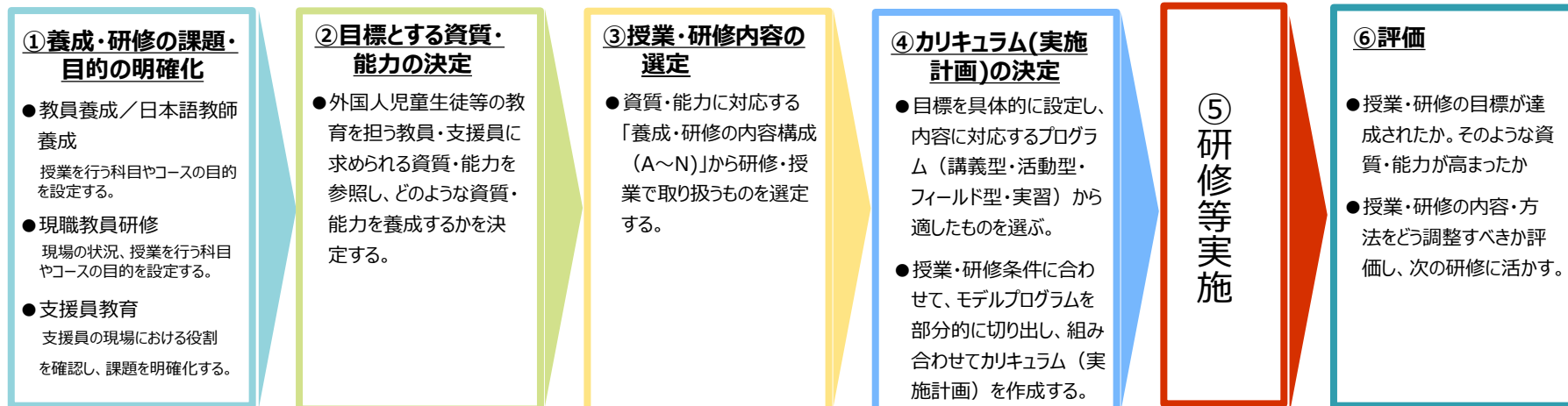
外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修プログラム

概要

- 外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に活用を周知。
(文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成)

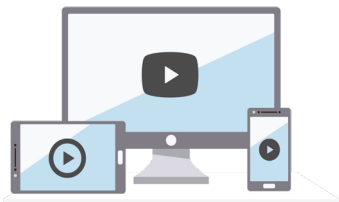


モデルプログラムの活用方法



資質・能力の4要素と課題領域		求められる具体的な力		養成・研修の内容構成	
捉える力	子どもの実態の把握	文化間移動と発達の視点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。		A 外国人児童生徒等教育の課題	H 子どもの日本語教育の理論と方法
	社会的背景の理解	外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的な文脈に位置付けることができる。		B 外国人児童生徒等教育の背景・現状・施策	I 日本語指導の計画と実施
育む力	日本語・教科の力の育成	外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行うことができる。		C 学校の受入れ体制	J 在籍学級での学習支援
	異文化間能力の涵養	外国人児童生徒等と周囲の子どもとの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。		D 文化適応	K 社会参加とキャリア教育
つなぐ力	学校づくり	保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。		E 母語・母文化・アイデンティティ	L 保護者・地域とのネットワーク
	地域づくり	異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。		F 言語と認知の発達	M 現場における実践(実地教育・研修)
変える／変わる力	多文化共生社会の実現	社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。		G 日本語の特徴	N 成長する教師(教員・支援員)
	教師としての成長	外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。			

モデルプログラムの詳細については、日本語教育学会のホームページをご覧ください。 <https://mo-mo-pro.com/>



外国人児童生徒等の教育に関する 教職員・支援者向け研修動画



全国の学校教育関係職員を始め、外国人児童生徒等の教育に携わる支援者等を対象に、学校での円滑な受け入れや指導・支援について、必要な知識を学んでいただくための研修動画です。各動画とも 20 分～30 分で学べる内容になっています。

研修動画の対象

- ・学校の教職員
- ・教育委員会職員
- ・日本語指導補助者
- ・母語支援員

その他、外国人児童生徒等の教育や支援等に携わる方の研修に活用いただけます。



5つの研修内容

- ① 外国人児童生徒等の受け入れ
- ② 外国人児童生徒等教育の考え方
- ③ 日本語指導の方法 1
- ④ 日本語指導の方法 2
- ⑤ 外国人児童生徒等のキャリア教育

研修動画の活用例

- 校内研修において動画視聴
→ 動画の内容についてグループ演習
→ 全体で発表・共有
- 教育委員会が実施する研修の事前学習教材として活用
- 自己研修として個人で動画を視聴

学校内外での研修、
個人での研修など

外国人児童生徒等の受け入れやその支援のための体制づくりをはじめ、日本語指導の具体的な指導方法など、幅広い内容を取り扱っています。

動画は「 YouTube」文科省公式チャンネルに掲載しています。
QRコードまたは以下URLから動画・講義資料掲載サイトにアクセスできます。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm



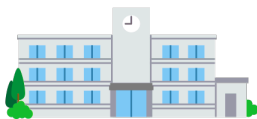
各動画
10分程度

外国人児童・保護者向け動画 「はじめまして！今日からともだち」 「おしえて！日本の小学校」

7言語に
対応

対象

これから日本の学校に通う
外国人児童やその保護者など



日本語
英語
中国語
ベトナム語
スペイン語
ポルトガル語
フィリピン

さらに

7言語を作成予定
韓国・朝鮮語
インドネシア語
タイ語
ミャンマー語
カンボジア語
ネパール語
モンゴル語

日本の小学校の学校生活の様子について、アニメーションで紹介いたします。

内容

「はじめまして！今日からともだち」は、外国から来た主人公が、はじめて小学校に登校した日のお話です

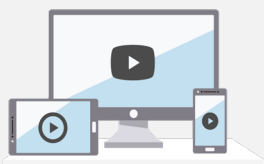
「おしえて！日本の小学校」では、小学校における学校生活の様子や習慣などについて紹介しています。

活用場面 就学案内で

- ・自治体窓口で外国人保護者に動画を案内し、家庭で子供と一緒に見ってもらう
- ・外国人向け就学説明会で動画を上映し、学校の様子を知ってもらう

プレスクールで

- ・動画を上映し、外国人の子供やその保護者に、学校の様子を知ってもらう
- ・毎日の持ち物や掃除・給食当番など、学校のきまりについて学ぶ



動画は「 YouTube」文科省公式チャンネルに掲載しています。
QRコードまたは以下URLから動画・関係資料掲載サイトにアクセスできます。



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm

就学・進学機会の確保・その後の継続的な支援

外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

（a）初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

（b）種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）（抄）

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

（a）初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

（b）種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値)

調査基準日:原則として令和元年5月1日

(1) 就学状況の把握状況

I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数123,830人)

II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)

III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,471人となる。(さらに④を加えると22,488人。)

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数						(参考) ⑥住民基本台帳上の人数との差(人)
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	
		①義務教育 諸学校	②外国人 学校等					
小学生相当 計	87,033	68,237	3,374	399	2,204	5,892	80,106	6,960
(構成比)		(85.0%)	(4.2%)	(0.5%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当 計	36,797	28,133	1,649	231	813	2,766	33,592	3,223
(構成比)		(83.7%)	(4.9%)	(0.7%)	(2.4%)	(8.2%)	(100.0%)	
合計	123,830	96,370	5,023	630	3,017	8,658	113,698	10,183
(構成比)		(84.8%)	(4.4%)	(0.6%)	(2.7%)	(7.6%)	(100.0%)	

※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。

※ 上表の「計113,698人」と「⑥10,183人」を足しても「(1) I 123,830人」にならないのは、⑥の算出に当たり、(1) I で無回答だった地方公共団体の①～⑤の人数を除いているためである。

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日 文部科学省)

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定。

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学状況の把握

- 教育委員会が住民基本台帳部局等と連携し、学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握する
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握

(2) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 住民基本台帳等の情報に基づく就学案内の送付
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 個別の就学勧奨の実施
- プレスクールや初期集中指導等、円滑な就学のための取組
- 幼稚園等への就園機会の確保

(3) 出入国記録の確認

- 必要に応じ、在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用し、居住実態を把握

2. 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合、保護者申し立てにより受け入れ体制が整った学校への就学校変更

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

(3) 受入れ学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときに、下学年への入学を認める
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの措置をとる

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等での受け入れ、学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学

(5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

(6) 高等学校等への進学促進

- 早い時期から進路ガイダンス・進路相談等を実施
- 公立高等学校入学者選抜において、外国人生徒特別定員枠の設定等の取組を推進

3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

- 教育委員会と住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等、公共職業安定所、地方入管等、支援団体や日本語学校等との連携

外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例

本資料は、令和元年に実施した外国人の子供の就学状況等調査の回答を元に、一部の地方公共団体及び教育委員会の協力を得て更に聴き取り等を実施し、他の教育委員会等の取組の参考となる事例をとりまとめたものです。

Point 1

外国籍の方の転入があったら・・・

住民登録窓口での働きかけ・教育委員会との情報共有

住民登録手続きは、行政窓口で足を運んでもらえる貴重な機会！

～工夫例～

- ✓ 就学手続きの案内（多言語対応）を配布
- ✓ 住民登録システムと学齢簿システムの連携による情報共有
→ 学齢簿に準ずるものの整備
- ✓ 教育委員会への案内（確実に案内するため、通訳が引率する例も）

Point 2

新1年生に対して・・・

外国語での就学案内の送付

内容を読んで認識してもらうことがスタート！

～工夫例～

- ✓ 多文化共生担当部局と連携した翻訳文書の作成
- ✓ 郵送に限らず、幼稚園・保育所を通じた就学のお知らせも
- ✓ 送付して終わりではなく、入学希望の返信がない場合には電話や訪問による確認を実施

Point 3

不就学または就学状況が不明な子供に対して・・・

電話や家庭訪問による就学状況の確認・就学促進

就学の重要性を丁寧に説明、通訳や国際交流協会とも上手く連携！

～工夫例～

- ✓ 通訳の同行、国際交流協会への委託
- ✓ 子供の将来のための就学の重要性を丁寧に説明（外国人学校の選択肢を紹介する例も）
- ✓ 入学後のサポートについても説明し、不安を解消

上記の他にも事例を多数ご紹介しています。また、様々なお役立ちツールもご紹介しています。

https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006114_03.pdf

https://www.mext.go.jp/content/20200326-mxt_kyousei01-000006114_04.pdf

最近の主な動き

中央教育審議会における検討

中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(令和3年1月26日)において、「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が盛り込まれた。

有識者会議における検討

令和元年度に「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、外国人児童生徒等教育の充実や外国人の子供の就学機会の確保等に関する提言を取りまとめた。

外国人児童生徒等教育アドバイザーボードの設置

日本語指導、多文化共生等に関する有識者・専門家31名で構成。外国人児童生徒等の教育に関する文部科学省の施策への助言を行うとともに、自治体に赴き、教員研修の講師や指導助言等を実施する。

高校学校における日本語指導の在り方に関する検討会議における検討

令和3年度に「高校学校における日本語指導の在り方に関する検討会議」を設置し、高等学校における「特別の教育課程」制度化と日本語指導の充実方策等に関する提言を取りまとめた。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)【概要】

第Ⅰ部 総論

令和3年1月26日
中央教育審議会

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成 果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
- ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる可以保证の居場所・セーフティネット）

課 題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念
（自立・協働・創造）の継承

学校における
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の
実現

新学習指導要領の
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
- キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組

(2) 指導体制の確保・充実

① 日本語指導のための教師等の確保

- 日本語と教科を統合した学習を行うなど、組織的かつ体系的な指導が必要
- 日本語指導が必要な児童生徒への指導体制の充実
- 日本語指導・母語による支援等の専門スタッフの配置促進と支援体制の構築

② 学校における日本語指導の体制構築

- 日本語指導の拠点となる学校の整備と、拠点校を中心とした指導体制の構築
- 集住・散在等、地域の実情を踏まえた体制構築の在り方の検討
- 拠点校方式等の指導体制構築や初期集中支援等の実践事例の周知

③ 地域との関係機関との連携

- 教育委員会、首長部局、地域のボランティア団体、日本語教室等の関係機関との連携促進
- 特に、教員養成大学や外国人を雇用する企業等との連携

(3) 教師等の指導力の向上、支援環境の改善

① 教師等に対する研修機会の充実

- 「外国人児童生徒等教育を担う教師等の養成・研修モデルプログラム」の普及
- 日本語指導担当教師等が専門知識の習得を証明できる仕組みの構築

② 教員養成段階における学びの場の提供

- 教員養成課程における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けの検討

③ 日本語能力の評価、指導方法・指導教材の活用・開発

- 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」や外国人児童生徒等教育アドバイザーを活用した、日本語能力評価手法の普及促進
- 情報検索サイト「かすたねっと」に登録する教材等の充実や検索機能の充実、多言語により学校生活を紹介する動画コンテンツの作成・配信

④ 外国人児童生徒等に対する特別な配慮等

- 障害のある外国人児童生徒等に対して、障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援体制の構築
- 障害のある外国人児童生徒等の在籍状況や指導・支援の状況把握

(4) 就学状況の把握、就学促進

- 学齢期の子供を持つ外国人に対する、就学促進の取組実施
- 学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握するなど地方公共団体の取組促進、制度的な対応の在り方の検討
- 義務教育未修了の外国人について、公立中学校での弾力的な受入れや夜間中学の入学案内の実施促進

(5) 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- 外国人児童生徒等の進学・就職等の進路選択の支援
- 公立高等学校入学者選抜における外国人生徒等を対象とした特別の配慮（ルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設置等）について、現状把握、情報共有による地方公共団体の取組促進
- 中学校・高等学校段階における進路指導・キャリア教育の取組促進
- 取出し方式による日本語指導の方法や制度的な在り方、高等学校版JSLカリキュラムの策定の検討
- 小・中・高等学校が連携し、外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」を踏まえた必要な情報整理・情報共有の促進

(6) 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援

- 学校における異文化理解や多文化共生の考えが根付くような取組促進
- 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実、教員養成課程における履修内容の充実
- 家庭を中心とした母語・母文化定着の取組の促進、学校内外や就学前段階における教育委員会・学校とNPO・国際交流協会等の連携による母語・母文化に触れる機会の獲得
- 幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項等の整理、研修機会の確保

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書（概要）

検討の背景

- 日本語指導を必要とする児童生徒は平成30年度に5万人を超え、母語の多様化も進行。新たな在留資格の創設により、今後更なる在留外国人の増加が見込まれる。
- 国が初めて実施した調査により、約2万人の外国人の子供が就学していない可能性があるか、就学状況が確認できていない状況にあることが明らかに。
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）、中央教育審議会に対する諮問（平成31年4月）等も踏まえ、更なる充実の方向性を検討。

基本的な考え方

- 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に制度設計を行うことが必要。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにする。（すべての外国人の子供が就学することを目標に）
- 就学前段階や高等学校段階、学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援、また、日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供する必要。
- 学齢期から様々なルーツを有する子供達とともに学習することで、国際的な視点を持って社会で活躍する人材となり得ることを重視し、指導に取り組む。

分野ごとの主な施策

	速やかに実施すべき施策 （可能なものから速やかに具体化を図り、施策として実行）	実現に向けて取り組む課題 （順次、施策化に必要な制度的対応や予算を検討）
1.指導体制の確保・充実	・国の補助事業（拠点校方式等の指導体制構築、初期集中支援の実施、支援員配置、ICT活用 等）の一層の活用促進 ・<u>散在地域の指導体制構築</u>に関し、実践研究を実施し、その成果を全国に普及	・「<u>日本語教師</u>」を、<u>学校での日本語指導に積極的に活用</u>（特別免許状、特別非常勤講師制度の活用も検討） ・「GIGAスクール構想」の検討と共に、<u>ICT教材の活用、遠隔授業の実施</u>等を推進
2.日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	・教員研修のための「<u>モデルプログラム</u>」を全国展開 ・教師が外国人児童生徒等について効率的に必要な知識や技能を得られる<u>研修用動画を作成</u> ・「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の機能強化等	・<u>大学等における履修証明</u>等により、日本語指導担当教師が専門的な知識を得られる仕組みを検討 ・教員養成における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについて検討 ・JSLカリキュラムの改訂や高等学校版JSLの策定を順次検討
3.就学状況の把握、就学の促進	・外国人の子供の就学促進に関する<u>先進事例を自治体に提供</u> ・教育委員会と住民基本台帳部局等の連携促進 ・地方公共団体における就学促進の取組について継続的に調査 ・日本語教育推進法の基本方針に就学促進を位置付け	・<u>地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を作成</u> ・<u>住民基本台帳等に基づき学齢簿に準じるものを作成する等、更なる制度的な対応の在り方を検討</u>（外国人の子供の保護者に就学義務を課すことについては、引き続き慎重に検討）
4.中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	・<u>公立高等学校入学者選抜における先進事例を地方公共団体に提供</u>し、各地域の実情に応じた取組を促進 ・国の補助事業（日本語指導体制構築、進路指導・キャリア教育の充実 等）の継続実施と一層の活用促進	・<u>高等学校における「特別的教育課程」の適用</u>を含め、日本語の指導方法や制度的な在り方について検討 ・外国人学校等を卒業した外国人生徒について、高等学校入学者選抜の受検資格に関し、より適切な配慮が行われるための方策を検討
5.異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	・<u>異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方</u>について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て研究を実施 ・外国人幼児のための就園ガイド等を作成	・教育委員会、外国人学校、国際交流協会等との連携により、<u>母語・母文化を尊重した取組の推進</u> ・<u>プレスクール</u>等の取組の更なる推進方策を検討

外国人児童生徒等教育アドバイザーボード設置

1. 趣 旨

地方公共団体における外国人児童生徒等の教育・支援体制の構築を図るとともに、日本語指導等に携わる教師の資質能力の向上のため、文部科学省に外国人児童生徒等教育アドバイザーボードを設置し、外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣等を実施する。

2. 外国人児童生徒等教育アドバイザーの業務

- (1) 地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言
- (2) 地方公共団体等が実施する日本語指導等の充実に資する研修の企画立案に対する助言
- (3) 地方公共団体が実施する日本語指導等の指導者養成研修における指導
- (4) 今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討
- (5) その他

3. その他

派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、文部科学省から支出する。

4. 外国人児童生徒等教育アドバイザー（五十音順・敬称略）

市川 昭彦	大泉町立北小学校教諭	武 一美	(NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ副理事長
市瀬 智紀	宮城教育大学教員養成学系教授	築樋 博子	豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員
今澤 悌	甲府市立大田小学校教諭	角田 仁	東京都立町田高等学校定時制課程主任教諭
内海 由美子	山形大学教授	土屋 隆史	横浜市教育委員会主任指導主事
海老原 周子	(NPO)カトリック・(一社)kuriya代表	中川 祐治	大正大学准教授
大菅 佐妃子	京都市教育委員会副主任指導主事	西村 綾子	福岡市立松島小学校校長
川口 直巳	愛知教育大学准教授	花島 健司	港区立筈小学校主任教諭
小島 祥美	東京外国語大学准教授	浜田 麻里	京都教育大学教授
近田 由紀子	目白大学専任講師	原 瑞穂	上越教育大学大学院准教授
齋藤 ひろみ	東京学芸大学教職大学院教授	林 宣之	福生市立福生第一小学校校長
櫻井 敬子	浜松市立芳川北小学校校長	松尾 知明	法政大学教授
櫻井 千穂	大阪大学大学院言語文化研究科講師	村松 好子	兵庫県立東はりま特別支援学校校長
佐藤 郡衛	明治大学特任教授	森茂 岳雄	中央大学教授
渋谷 恵	明治学院大学教授	吉田 かをる	三重県教育委員会研修企画・支援課課長
菅長 理恵	東京外国語大学大学院教授	山崎 一人	大阪市教育委員会プレクラスコーディネーター
高橋 清樹	(NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長		

文部科学省 外国人児童生徒等教育アドバイザー

- 増加する外国人児童生徒等に対する指導・支援、多文化共生の取組等について、教育委員会・大学等へのアドバイスや教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を実施。
- アドバイザーは、日本語指導の経験が豊富な教員、日本語教育や多文化共生の研究者など31名を委嘱（令和3年度）。

派遣費用は
文科省が負担

このようなご希望やお悩み・・・

教育委員会で…

- ◆外国人児童生徒等の教育について研修をやりたい！
そのために、経験豊富な講師を招きたい。

大学で…

- ◆教員志望の学生に、外国人児童生徒等の教育について学ばせたい。
どんなカリキュラムがいいのか…。

教育委員会で…

- ◆外国人散在地域のため、対応が遅れている。外国人児童生徒等の対応施策について、専門的な見地からアドバイスが欲しい。

地域で…

- ◆子どものいる外国人家庭がとても多い。
NPOと連携して、支援の取組ができないか…。

外国人児童生徒等教育アドバイザーがお手伝いします！

◎外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣の流れ

①申請

- 自治体・大学（短大含む）から文部科学省に対し、アドバイザー派遣申請を提出

②アドバイザー決定

- 派遣申請の内容に基づき、派遣するアドバイザーを文部科学省が決定
- 助言を受ける内容等の詳細は、アドバイザーと派遣先自治体等が直接相談

③派遣実施

- アドバイザーが自治体等を訪問し、研修講師や指導助言などを実施（オンラインでも対応可能です）
- 派遣を受けた自治体等は、文部科学省に実施報告を提出

詳細については、文部科学省HPをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm

高等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策について（報告）概要

現状と検討の背景

- ・ 高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加しており、平成30年度で4千人を超える状況（10年前の2.7倍）
- ・ 義務教育段階においては、「特別の教育課程」を編成して日本語の特別の指導を実施しているが、高等学校段階では同様の制度が導入されていない
- ・ 令和3年1月の中教審答申において、高等学校における「特別の教育課程」の適用を含め、日本語指導の制度的な在り方等の検討を進めることが提言

制度化の必要性等

- ・ 日本語指導が必要な生徒の在籍が多い高等学校では、日本語に関する学校設定教科・科目を設置して指導が行われている
 - ・ しかし、日本語指導が必要な生徒の日本語の能力は様々であり、個々の生徒の状況に応じたきめ細かな日本語の指導が必要
- ⇒ 高等学校においても「特別の教育課程」編成・実施の制度を導入し、**生徒の日本語の能力等に応じた個別の指導を行うことを可能とする必要がある**

制度化の在り方

- ・ 義務教育段階における「特別の教育課程」編成・実施と同様の制度とすることを基本とするが、高等学校における教育の特徴（多様な課程・学科の設置、必修教科・科目等の設定、単位による履修・修得と卒業の認定等）を尊重した内容とすべき

教育課程上の位置付け	「特別の教育課程」による日本語の指導を高等学校の教育課程に加える、又はその一部に替えることができることとする ※学校設定教科・科目の設置との併用は可能	指導計画の作成	日本語の能力等に応じた指導の目標・指導内容等を明記した「個別の指導計画」を作成 ※中学校で「特別の教育課程」による指導を受けていた生徒が、高等学校でも特別の指導を受ける場合は、指導計画が中学校から引き継がれる仕組みが必要
日本語指導の対象とする生徒	日本語の能力に応じた特別の指導を行う必要がある生徒 ※日本語指導の知見のある者が参加し、多面的な観点から判断	単位認定、学習評価	日本語の能力等を多面的な観点について把握して学習の評価を実施し、その結果に基づいて単位を修得したことを認定
指導の内容	学校生活や各教科等の学習に、日本語で取り組むことができることを目的とする指導	全日制・定時制・通信制の課程ごとの制度設計の違い	全ての課程において、「特別の教育課程」を編成し日本語指導を行うことを可能とする
指導の実施形態	・在籍学校における指導 ・他校における指導	指導に当たる教員等	高等学校教諭免許状を有する教師が担当し、日本語指導の専門知識を有する外部人材も積極的に活用すべき
指導時間・単位数	小・中学校等における日本語の指導の授業時数の標準（10単位時間～280単位時間）を目安として検討		

充実方策

- ・ 高等学校は、教育委員会・NPO等と連携し、組織的な指導体制づくりに取り組むことが重要。日本語指導に加えて、キャリア教育や多文化共生等の取組も推進すべき
- ・ 教育委員会は、関係機関と連携した専門人材派遣や中学校と高等学校の連携体制構築、教師の専門性の向上に取り組むことが必要
- ・ 国は、指導体制構築の手引と日本語指導等のカリキュラムづくりのガイドラインを作成し、教育委員会・学校に提供するとともに、補助事業やアドバイザー派遣事業を活用し、高等学校等の指導体制構築を支援する